

2019年8月6日

IFRS 解釈指針委員会 御中

「IFRS 第16号『リース』及び IAS 第16号『有形固定資産』 – リース期間及び賃借設備改良の耐用年数」に関するアジェンダ決定案に対するコメント

1. 当委員会は、「IFRS 第 16 号『リース』及び IAS 第 16 号『有形固定資産』 – リース期間及び賃借設備改良の耐用年数」に関する IFRS 解釈指針委員会（以下「委員会」という。）の 2019 年 6 月の IFRIC アップデートにおけるアジェンダ決定案に対するコメントの機会を与えられたことを歓迎する。
2. 当該アジェンダ決定案では、リースの強制力のある期間を決定するにあたって契約の経済性を考慮するとされている。この内容は米国会計基準会計基準更新書 (ASU) 第 2016-02 号「リース（トピック 842）」と整合的であると理解している。
3. ただし、我々は、以下の理由により、IFRS 第 16 号 B34 項の「ペナルティ」について、現行の IFRS 第 16 号では、相手方に対する法律上又は契約上の支払義務を伴わずに当事者自身のみが負う経済的な損失が含まれることが明らかであるとアジェンダ決定において結論付けることは難しいと考える。
 - (a) IFRS 第 16 号 B34 項における契約の定義は、IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」における契約の定義と同じであるが、IFRS 第 15 号第 10 項では、「契約とは、強制可能な権利及び義務を生じさせる複数の当事者間の合意である」とされており、かつ、「契約における権利及び義務の強制力は法律の問題である」とされている。
 - (b) 国際会計基準審議会 (IASB) スタッフの分析によれば、リース期間の決定においては契約の経済性が関連することが、IFRS 第 16 号 BC127 項から BC129 項及び BC155 項から BC157 項に示されているとしているが、IFRS 第 16 号 BC127 項から BC129 項では、契約の強制可能性、すなわち、リースの契約当事者が強制

可能な権利及び義務を有しているかの観点からの記載はなされているが、当事者自身のみが負う経済的な損失が含まれることには言及されていない。

また、IFRS 第 16 号 BC155 項から BC157 項は、オプションの対象期間を決定するにあたり、当該オプションの行使（又は非行使）が合理的に確実であるかどうかを判断するにあたって、契約の経済性を考慮することが言及されているものであり、契約の強制力の判断と直接関連する記述ではない。

4. したがって、我々は、リースの強制力のある期間を決定するにあたって契約の経済性を考慮するとした場合、IFRS 第 16 号 B34 項における「強制力のある期間」の評価と IFRS 第 16 号 B37 項における「オプションの行使（又は非行使）が合理的に確実であるか否か」の評価の違いが不明確になるため、B34 項を B37 項と別に定める趣旨を再確認する必要があると考える。
5. また、「利用可能であると見込まれる期間」（IAS 第 16 号「有形固定資産」第 8 項）により見積られる賃借設備改良の耐用年数が、オプションの行使が合理的に確実であるか否かにより決定されるリース期間と関連すると考える場合には、リースの強制力のある期間を決定するにあたり契約の経済性を考慮するか否かは、リース期間の決定に影響を及ぼす可能性があり、ひいては賃借設備改良の耐用年数の決定にも影響を及ぼす可能性もあると考えられる。
6. 以上から、我々は、アジェンダ決定で取り扱うのではなく、年次改善等の基準設定活動により、ペナルティを定義し、「強制力のある」の意味が法律上又は契約上で強制可能ということではなく、契約の経済性を考慮して当事者自身のみが負う経済的な損失が含まれるか否かを明確にするとともに、B34 項の趣旨を明確にする IFRS 第 16 号の改正を行うことが適切であると考ええる。
7. 我々のコメントが、委員会及び IASB の将来の議論に貢献することを期待している。ご質問があれば、ご連絡いただきたい。

小賀坂 敦

企業会計基準委員会 委員長